

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和7年7月 24 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
--------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2500005号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2500009号

第1 結論

請求者のA社における平成22年8月4日の標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

平成22年8月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成22年8月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成21年12月
② 平成22年8月

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①及び②に支給された賞与の記録がない。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間②について、A社から提出された請求者に係る平成22年の年間賃金台帳(項目別)(以下「賃金台帳」という。)及び請求者から提出された給与振込口座の預金通帳の写し(以下「預金通帳」という。)により、請求者は、同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②の標準賞与額については、上記賃金台帳により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、5万円とすることが妥当である。

また、請求期間②の賞与支給日については、上記預金通帳により確認できる賞与振込年月日から平成 22 年 8 月 4 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求期間②の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①について、預金通帳には、平成 21 年 12 月 25 日に A 社からの振込額 387,799 円の記載があり、当該振込額の上部余白に請求者が請求期間当時に記載した「ボーナス 8 万円含む」との手書きの記載が確認できるところ、請求者から提出された雇用保険被保険者離職票により、平成 21 年 12 月分の給与支給額は 35 万円であることが確認できることから、上記振込額には賞与分が含まれており、請求者は当該期間に賞与を支給されていたことがうかがえる。

しかしながら、A 社から平成 21 年 12 月分の給与及び請求期間①の賞与に係る支給額並びに厚生年金保険料控除額を確認できる賃金台帳等の資料の提出はなく、請求者も同年 12 月分給与の振込額を確認できる給与明細書等の資料を所持していないため、上記振込額のうち、給与分の振込額が不明であり、賞与分の振込額を特定できないことから、当該期間の賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間①における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間①における標準賞与額に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。